

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインについて

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン概要 …………… 1

都道府県における「運動部活動の在り方に関する方針」の策定状況等について…… 2

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」のフォローアップ調査について…… 4

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【概要】

ガイドライン策定の趣旨等

- 少子化の進展等の中、運動部活動を持続可能なものとするため、速やかに抜本的な改革に取り組む。
- 生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、知・徳・体の「生きる力」を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活等を重視し、地域・学校等に応じた多様で最適な形での実施を目指す。
- 義務教育の中学校を主な対象とし、高等学校も原則適用（多様な教育が行われている点に留意）。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部活動の方針の策定等
 - 都道府県は「運動部活動の在り方に関する方針」を、学校の設置者は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定。
 - 運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成。校長は、活動方針とともに公表。
- (2) 指導・運営に係る体制の構築
 - 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置。また、各運動部の活動内容を把握の上、適宜、指導・是正。
 - 学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用・配置。運動部顧問及び管理職対象の研修を実施。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び運動部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン（H25年5月文部科学省）」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底（学校の設置者等は、支援及び指導・是正）。
- 中央競技団体は、運動部活動での効率的・効果的な科学的トレーニングの指導手引を作成・公開。
- 運動部顧問は、指導手引を活用し、体養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を実施。

3 適切な休養日等の設定

- ジュニア期のスポーツ活動時間に関する医・科学的観点も踏まえ、以下を基準とする。
 - ・ 学期中は週当たり2日以上以上の休養日（平日1日、土日1日以上）
 - ・ 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養（オフシーズン）を設ける。
 - ・ 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。
- ア（右上へ続く）

↳（3の続き）

- 都道府県、学校の設置者及び校長は、基準を踏まえた休養日・活動時間等を設定し、運用を徹底。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置
 - 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部を設置（季節ごとに異なるスポーツを行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等）。
 - 地方公共団体は、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取組を推進。
- (2) 地域との連携等
 - 地方公共団体等は、学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備。社会教育活動への学校体育施設開放を推進。
 - スポーツ団体は、地方公共団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の充実を推進。また、部活動指導員の任用・配置及びスポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 日本中学校体育連盟は、主催大会の参加資格や運営の在り方を速やかに見直し。
- 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校が参加する大会の全体像を把握した上で、大会数の上限の目安等を策定。校長は、各運動部が参加する大会等を精査。

終わりに

- 地方公共団体は、長期的に、学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策に係る検討が必要。

都道府県における「運動部活動の在り方に関する方針」の策定状況等について

○ 都道府県における「運動部活動の在り方に関する方針」の策定状況について

(1)「運動部活動の在り方に関する方針」の策定状況

	都道府県数	割合
策定済	28	60%
未策定	19	40%

(2) 1(1)で策定済とした都道府県の休養日の設定状況

	都道府県数	割合
中学校・高等学校ともに国のガイドラインが示している基準を踏まえた休養日を設定している	17	61%
中学校については国のガイドラインが示している基準を踏まえた休養日を設定している	11	39%
中学校・高等学校ともに国のガイドラインが示している基準を踏まえた休養日を設定していない	0	0%

(3) 1(1)で策定済とした都道府県の活動時間の設定状況

	都道府県数	割合
中学校・高等学校ともに国のガイドラインが示している基準を踏まえた活動時間を設定している	14	50%
中学校については国のガイドラインが示している基準を踏まえた活動時間を設定している	11	39%
中学校・高等学校ともに国のガイドラインが示している基準を踏まえた活動時間を設定していない	3	11%

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、「都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する」としており、スポーツ庁において、8月31日現在の都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」策定状況等を確認し、とりまとめたものです。

○「運動部活動における熱中症事故の防止等について(依頼)」(平成30年7月20日付け30ス
庁第262号)を踏まえ、都道府県における「運動部活動の在り方に関する方針」に熱中症対策に
ついて以下のような取組内容を明文化している事例について

・A県

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。

また、大会等への参加についても同様とする。

・B県

ア 市町村教育委員会及び校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断すること。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わないこと。

イ B県中学校体育連盟、B県高等学校体育連盟、B県高等学校野球連盟、市町村教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行うこと。また、止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

・C県

・校長は、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動は原則として行わない。

・大会主催者は、高温や多湿時 において、学校体育大会等が予定されている場合については、大会の延期や運営の見直し等、柔軟な対応を行う。

・校長は、広域的な大会等に止むを得ない事情により参加する場合には、参加生徒の適切な選別及び健康観察、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康に関する管理と教育を徹底する。

・校長は、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

・市町村教育委員会及び校長は、学校の運動部活動において、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に万全の対策を講じる。

・D県

気温、室温等に応じ、十分な水分の補給や休憩時間を確保し、体調の変化に留意する。

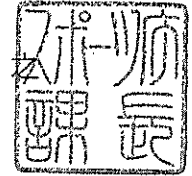
気象庁が高温注意情報を発表した地域や時間帯では、屋外での活動を原則として行わない。

練習実施の判断の際には、熱中症を未然に防止するため、環境省が予測値・実況値の提供を行っている、「環境省熱中症予防情報サイト」の熱中症の発生しやすさを示す指数(WBGT)などを有効に活用すること。

30 ス政策第 19 号
平成 30 年 9 月 18 日

都道府県教育委員会学校体育担当課長
指定都市教育委員会学校体育担当課長 殿

スポーツ庁政策課長
鈴木 敏



(印影印刷)

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」のフォローアップ
調査について (依頼)

スポーツ庁では、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、本年 3 月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定するとともに、都道府県においては、「運動部活動の在り方に関する方針」を、市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者においては、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を速やかに策定すること等、「ガイドライン」に則った取組を依頼したところです。

ガイドラインでは、「ガイドライン」に基づく全国の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行うこととしていることから、スポーツ庁においては、今般調査を実施することとしました。

については、下記に基づき、調査票を記入の上、提出願います。

都道府県教育委員会においては、域内の市(指定都市を除く。以下同じ。)区町村教育委員会に対し、また域内の学校法人に対しては、都道府県知事部局を通じ依頼していただくとともに、それぞれ調査の取りまとめをお願いします。

なお、回答内容を基に、面会の上、意見聴取を実施する予定ですが、実施に当たっては別途依頼します。

記

1 調査時点

平成 30 年 10 月 1 日 (月)

2 調査項目
別添のとおり

3 回答期限
平成30年10月31日(水)

4 回答方法
別添の回答様式を以下の提出先アドレス宛に御提出ください。

提出先アドレス : staiiku@mext.go.jp

(担当)

スポーツ庁政策課学校体育室

運動部活動推進係

電話 : 03-5253-4111(内線 3777)

FAX : 03-6734-3790

E-mail : staiiku@mext.go.jp

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」フォローアップ調査

※ 本調査の中学校・高等学校には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校、特別支援学校の中学部・高等部が含まれます。

1 適切な運営のための体制整備

本ガイドラインにおいて「都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。」となっていますが、「運動部活動の在り方に関する方針」の策定状況について教えてください。

(1) 中学校を対象とした方針の策定状況について教えてください。

- ① 既に策定済
- ② 年内策定予定
- ③ 年度内策定予定
- ④ 平成31年度策定予定

(2) 高等学校を対象とした方針の策定状況について教えてください。

- ① 既に策定済
- ② 年内策定予定
- ③ 年度内策定予定
- ④ 平成31年度策定予定

(3) 【(1)で②～④を選択した場合、回答してください。】中学校を対象とした「運動部活動の在り方に関する方針」が施行されるまでの経過措置について教えてください。

- ① 休養日・活動時間の基準も含め、国のガイドラインが示している基準を踏まえることとしている
- ② (国のガイドラインを踏まえていないものもあるが) 既存の方針や方向性に基づくものを踏まえることとしている
- ③ 経過措置は設けていない

(4) 【(2)で②～④を選択した場合、回答してください。】高等学校を対象とした「運動部活動の在り方に関する方針」が施行されるまでの経過措置について教えてください。

- ① 休養日・活動時間の基準も含め、国のガイドラインが示している基準を踏まえることとしている
- ② (国のガイドラインを踏まえていないものもあるが) 既存の方針や方向性に基づくものを踏まえることとしている
- ③ 経過措置は設けていない
- (5) 本ガイドラインの中で、「都道府県は、(略)「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。」としており、その上で「教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、(略)「設置する学校に係る運動部活動の方針(※)」を策定する。」としておりますが、各都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」は私立学校も対象にしていますか。
※市区町村教育委員会が市区町村立学校について、都道府県教育委員会が都道府県立学校について、学校法人が各私立学校について策定するもの。
① 対象としている
- ② 対象としていない
- ③ 対象とする予定である
- ④ 対象としない予定である
- (6) 【(5)で②、④を選択した場合、回答してください。】理由を教えてください。
① 私立学校も対象とした方針を別に策定予定である
- ② その他(詳細を教えてください。)
- (7) 本ガイドラインの中で、「都道府県は、(略)「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。」としており、その上で「教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、(略)「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。」としておりますが、本ガイドラインの取組について、市内の関係部局や市区町村教育委員会とどのように連携を図っていますか。
① 本ガイドラインの中で、「都道府県は、(略)「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。」としており、その上で「教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、(略)「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。」としておりますが、本ガイドラインの取組について校長会組織とどのように連携を図っていますか。

(9) 本ガイドラインの中で、「都道府県は、(略)「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。」としており、その上で「教育委員会や学校法人等の学校設置者は、(略)「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。」としておりますが、本ガイドラインの取組について、都道府県中学校体育連盟・高等学校体育連盟等の学校体育団体とどのように連携を図っておりますか。

(10) 本ガイドラインでは、「校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。」、「校長は、(略)活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。」となっておりますが、学校設置者として所管している学校が「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定しているかどうか把握していますか。

- ①把握している
- ②今年度中に、把握予定である
- ③把握していない

2 部活動指導員

(1) 部活動指導員に係る規則を整備していますか。または整備を検討していますか。

※①「整備している」以外を選択した団体は以下の「2部活動指導員」についての質問は回答不要です。

- ①整備している
- ②年度内に整備する予定である
- ③次年度以降整備する予定である
- ④検討していない

(2) 任用している部活動指導員の人数を教えてください。

- ①中学校(運動部)
- ②高等学校(運動部)
- ③中学校(文化部)
- ④高等学校(文化部)

(3) 任用している部活動指導員について、内訳を教えてください。

- ①教員OB
- ②地域のスポーツクラブの指導者
- ③地域の文化団体の指導者
- ④大学生・大学院生
- ⑤当該部活動の指導経験がある者
- ⑥非常勤講師等の現職の学校職員
- ⑦その他

(4) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(28ス庁第704号)において、「学校の設置者及び学校は、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月)等を含め、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行うこと。」となっておりますが、部活動指導員の任用前の研修を実施していますか。または実施する予定ですか。

- ①実施している・実施する予定である
- ②実施していない・実施しない予定である

(5) 【(4)で①を選択した場合、回答してください。】任用前の研修は全体としてどのくらいの時間をかけて実施していますか。または実施する予定ですか。

- ①～5時間程度
- ②6～9時間程度
- ③10時間以上

(6) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(28ス庁第704号)において、「研修においては、部活動が学校教育の一環であること等部活動の位置付けや部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであること等教育的意義のほか、学校全体や各部の活動の目標や方針を熟知すること、生徒の発達段階に応じた科学的な指導を行うこと、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を磨くこと、言動や体罰が禁止されていること、職務(部活動指導員が校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等)を遵守すること等について、十分に理解させること。」となっておりますが、部活動指導員の任用前の研修は具体的にどのような内容を行っていますか。または行う予定ですか。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①部活動の意義及び位置付け
- ②学校全体・各部の活動の目標や方針
- ③生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ④安全の確保や事故発生後の対応
- ⑤職務
- ⑥体罰、ハラスメントの禁止

(7) 部活動指導員の任用後に定期的に研修を行っていますか。

- ①実施している・実施する予定である
- ②実施していない・実施しない予定である

(8) 【(7)で①を選択した場合、回答してください。】任用後の研修はどのくらいの頻度で行っていますか。または行う予定ですか。

- ①年に1回
- ②年に2～3回
- ③年に4回以上

(9) 部活動指導員の任用後の研修は具体的にどのような内容を行っていますか。または行う予定ですか。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①部活動の意義及び位置付け
- ②学校全体・各部の活動の目標や方針
- ③生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ④安全の確保や事故発生後の対応
- ⑤服務
- ⑥体罰、ハラスメントの禁止

(10) 質の高い部活動指導員を任用するにあたり、工夫している取組について教えてください。

（例1：任用前講習を受け、当該講習で一定の成績を修了した者に対して「ラ イセンス」を付与し、部活動指導員として任用する。
例2：都道府県体育・スポーツ協会と連携し、公認スポーツ指導者資格を保持する者を登録する「部活動指導員人材バンク」を構築している。）

(11) 本ガイドラインでは、「都道府県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行う」となっていますが、学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を実施していますか。

- ①実施している
- ②実施していない

(12) 本ガイドラインでは、「都道府県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行う」となっていますが、学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を実施していますか。

- ①実施している
- ②実施していない

3 適切な休養日等の設定

(1) 本ガイドラインでは、「学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。」となっていますが、各都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」の**中学校の休養日**の設定について教えてください。

- ①国の基準と同様の基準を設定している
- ②国の基準と同様の基準を設定する予定である
- ③国の基準とは異なる基準を設定している
- ④国の基準とは異なる基準を設定する予定である

(2) 【(1)で③、④を選択した場合、回答してください。】国の基準とは異なる基準を設定している理由について教えてください。

(3) 本ガイドラインでは、「学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。」となっていますが、各都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」の**高等学校の休養日**の設定について教えてください。

- ①国の基準と同様の基準を設定している
- ②国の基準と同様の基準を設定する予定である
- ③国の基準とは異なる基準を設定している
- ④国の基準とは異なる基準を設定する予定である

(4) 【(3)で③、④を選択した場合、回答してください。】国の基準とは異なる基準を設定している理由について教えてください。

(5) 本ガイドラインでは、「1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的・効果的な活動を行う。」とされていますが、各都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」の中学校の1日の活動時間の設定について教えてください。

- ① 国の基準と**同様の**基準を設定している
- ② 国の基準と**同様の**基準を設定する予定である
- ③ 国の基準とは**異なる**基準を設定している。
- ④ 国の基準とは**異なる**基準を設定する予定である。

(6) 【(5)で③、④を選択した場合、回答してください。】国の基準とは異なる基準を設定している理由について教えてください。

(7) 本ガイドラインでは、「1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的・効果的な活動を行う。」とされていますが、各都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」の高等学校の1日の活動時間の設定について教えてください。

- ① 国の基準と**同様の**基準を設定している
- ② 国の基準と**同様の**基準を設定する予定である
- ③ 国の基準とは**異なる**基準を設定している。
- ④ 国の基準とは**異なる**基準を設定する予定である。

(8) 【(7)で③、④を選択した場合、回答してください。】国の基準とは異なる基準を設定している理由について教えてください。

本ガイドラインでは、「長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。」とされていますが、各都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」で、長期休業中にこの程度の休養期間を設けるよう方針に規定していますか。または規定する予定ですか。(9)から(12)

(9) 中学校を対象とした夏季休業中の規定について教えてください。

- ① 5日間
- ② 6日間～10日間
- ③ 11日間～13日間
- ④ 14日間以上
- ⑤ 期間中は原則活動を行わない
- ⑥ 期間を明示していないが、「ある程度」等で規定している
- ⑦ 検討中である
- ⑧ 規定していない

(10) 中学校を対象とした冬季休業・学年末休業中の規定について教えてください。

- ① 3日間
- ② 4日間～7日間
- ③ 8日間以上
- ④ 期間中は原則活動を行わない
- ⑤ 期間を明示していないが、「ある程度」等で規定している
- ⑥ 検討中である
- ⑦ 規定していない

(11) 高等学校を対象とした夏季休業中の規定について教えてください。

- ① 5日間
- ② 6日間～10日間
- ③ 11日間～13日間
- ④ 14日間以上
- ⑤ 期間中は原則活動を行わない
- ⑥ 期間を明示していないが、「ある程度」等で規定している
- ⑦ 検討中である
- ⑧ 規定していない

(12) 高等学校を対象とした冬季休業・学年末休業中の規定について教えてください。

- ① 3日間
- ② 4日間～7日間
- ③ 8日間以上
- ④ 期間中は原則活動を行わない
- ⑤ 期間を明示していないが、「ある程度」等で規定している
- ⑥ 検討中である
- ⑦ 規定していない

(13) その他に、休養日等について規定しているものについて教えてください。

- ※該当する項目をすべて選択してください
- ① 定期試験後の一定期間に休養日を設定している
- ② 学校設置者として所管している学校共通の一斉休養日を設定している
- ③ 朝練を原則禁止している
- ④ 週間・月間・年間単位での活動頻度・時間の目安を定めている
- ⑤ 該当なし

(14) 各都道府県が策定する「運動部活動の在り方に関する方針」において設定している基準に対し、例えば大会前等は例外的に当該基準を超えた活動を認めることが定められていますか。

- ①定められていない
- ②定められている

(15) 【(14)で②を選択した場合、回答してください。】近接した期間内で活動時間を軽減したり、休養日を振り替えることといった取組を行うことを規定していますか。

- ①当該取組を行うことを規定している
(例：大会の翌週に活動時間を軽減したり、追加の休養日を設けている)
- ②当該取組について規定しているが、近接した時期での規定はしていない
- ③規定していない
- ④規定しない予定である
- ⑤検討中である

(16) 「運動部活動における熱中症事故の防止等について（依頼）」（30ス斤第262号）において、「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たり、運動部活動の休養日及び活動時間等を設定する際、熱中症事故の防止の観点から、これまでの関係通知（別添）や「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないように明記する等、適切に対応すること。」としていますが、各都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」における熱中症対策についての規定について教えてください。

- ①熱中症対策について規定している
- ②熱中症対策について規定する予定である
- ③熱中症対策として方針とは別に資料を作成している
- ④熱中症対策として方針とは別に別に資料を作成する予定である
- ⑤検討中である

(17) 【(16)で①、②を選択した場合、回答してください。】高温時の運動部活動について、具体的にどのように規定していますか、または規定する予定ですか。

- ①気象庁の高温注意情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等に応じて、当該地域・時間帯における活動は原則行わないことを規定している
- ②気象庁の高温注意情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等に応じて、活動時間の変更や中止等も視野に入れて柔軟に対応することを規定している
- ③その他の記載により規定している
- ④検討中である

4 生徒のニーズに応じた運動部の設置等

(1) 本カイドラインで、「校長は、(略)生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。」となっていますが、所管する学校において、生徒のニーズに応じた運動部の事例について教えてください。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①季節ごとに異なるスポーツを行う運動部活動
 - ②体力づくりを目的とした運動部活動
 - ③競技志向でなくレクリエーション志向で行う運動部活動
 - ④同じ種目で競技志向とレクリエーション志向が並立している運動部活動
 - ⑤該当なし
- (2) 今後、学校設置者として所管の学校に生徒のニーズに応じた運動部を設置することを検討していますか。
- ①検討している
 - ②検討していない

(3) 【(2)で①を選択した場合、回答してください。】どのような運動部の設置を検討していますか。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①季節ごとに異なるスポーツを行う運動部活動
- ②体力づくりを目的とした運動部活動
- ③競技志向でなくレクリエーション志向で行う運動部活動
- ④同じ種目で競技志向とレクリエーション志向が並立している運動部活動
- ⑤該当なし

(4) 所管の市区町村に対して、生徒のニーズに応じた運動部の設置に関する支援を行っていますか。

- ①行っている
- ②行っていない

(5) 【(4)で①を選択した場合、回答してください。】どのような支援を行っているか教えてください。

5 地域との連携等

- (1) 本ガイドラインでは、「都道府県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態にに応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める。」とされていますが、学校と地域が連携・融合した形でスポーツ環境整備の取組について教えてください。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①運動部の運営を地域のスポーツ団体等の民間の団体に委託している
- ②学校と地域のスポーツクラブが連携し、地域のスポーツクラブの活動を学校の部活動として認めている
- ③学校と地域のスポーツクラブが連携し、地域のスポーツクラブの指導者が学校の部活の指導にあっている
- ④学校の運動部として指導者の確保等の観点から維持が困難なものに対し、地域のスポーツクラブ等に活動を移行している
- ⑤該当なし

- (2) 本ガイドラインでは、「地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。」とされていますが、所管する学校の体育施設開放事業の取組を教えてください。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①行政が全ての学校体育施設開放事業の一元的な窓口を担っている
- ②地域のスポーツクラブや都道府県体育・スポーツ協会が学校体育施設の管理運営を行っている
- ③該当なし

- (3) 本ガイドラインでは、「都道府県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。」とされていますが、運動部活動改革を進めるにあたり保護者への理解・協力に関する取組について教えてください。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①運動部活動改革についてHPに掲載している
- ②保護者向けのリーフレット、ポスター等を作成して配布している
- ③保護者向けの説明会を実施している
- ④該当なし

6 大会の見直し

- (1) 例えば、中学校総合体育大会・高等学校総合体育大会では、各都道府県が主催となっておりませんが、本ガイドラインでは、「都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する」となっています。所管する学校が参加する大会について、どのように全体像を把握し、対応していますか。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①地域の中学校体育連盟・高等学校体育連盟や競技団体等と協議している
- ②地域の校長会と協議している
- ③学校に対して調査をしている
- ④その他の主催者の大会に対して、統廃合の要請を行っている
- ⑤検討中である

- (2) 本ガイドラインでは、「都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、(略)各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。」とされていますが、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」において、各学校の運動部が参加する大会の上限の目安を定めていますか。

- ①定めている
- ②検討中である
- ③定めていない

- (3) 【(2)で①を選択した場合、回答してください。】どのような目安を定めているか教えてください。

- (4) 【(2)で③を選択した場合、回答してください。】理由を教えてください。

- (5) 生徒や運動部顧問の過度な負担とならないような大会の運営について、都道府県中学校体育連盟・高等学校体育連盟・高校野球連盟、その他競技団体等と、どのような意見交換や見直しを要請を行っているか教えてください。

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」フォローアップ調査

※ 本調査の中学校・高等学校には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校、特別支援学校の中学部・高等部が含まれます。

1 適切な運営のための体制整備

本ガイドラインにおいて「市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。」となっていますが、「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定状況について教えてください。

(1) 中学校を対象とした方針の策定状況について教えてください。

- ① 既に策定済
- ② 年内策定予定
- ③ 年度内策定予定
- ④ 平成31年度策定予定
- ⑤ 策定期未定

(2) 高等学校を対象とした方針の策定状況について教えてください。

- ① 既に策定済
- ② 年内策定予定
- ③ 年度内策定予定
- ④ 平成31年度策定予定
- ⑤ 策定期未定
- ⑥ 設置者として設置している学校がない

(3) 【(1)で②～⑤を選択した場合、回答してください。】中学校を対象とした「設置する学校に係る運動部活動の方針」が施行されるまでの経過措置について教えてください。

- ① 休養日・活動時間の基準も含め、国のガイドラインが示している基準を踏まえることとしている
- ② (国のガイドラインを踏まえていないものもあるが) 既存の方針や方向性に基づくものを踏まえることとしている
- ③ 経過措置は設けていない

(4) 【(2)で②～⑤を選択した場合、回答してください。】高等学校を対象とした「設置する学校に係る運動部活動の方針」が施行されるまでの経過措置について教えてください。

- ① 休養日・活動時間の基準も含め、国のガイドラインが示している基準を踏まえることとしている
- ② (国のガイドラインを踏まえていないものもあるが) 既存の方針や方向性に基づくものを踏まえることとしている
- ③ 経過措置は設けていない

(5) 本ガイドラインでは、「校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。」、「校長は、(略)活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。」となっていますが、学校設置者として所管している学校が「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定しているかどうか把握していますか。

- ① 把握している
- ② 今年度中に、把握予定である
- ③ 把握していない

2 部活動指導員

(1) 部活動指導員に係る規則を整備していますか。または整備を検討していますか。

※①「整備している」以外を選択した団体は以下の「2部活動指導員」についての質問は回答不要です。

- ① 整備している
- ② 年度内に整備する予定である
- ③ 次年度以降整備する予定である
- ④ 検討していない

(2) 任用している部活動指導員の人数を教えてください。

- ① 中学校 (運動部)
- ② 高等学校 (運動部)
- ③ 中学校 (文化部)
- ④ 高等学校 (文化部)

(3) 任用している部活動指導員について、内訳を教えてください。

- ①教員OB
- ②地域のスポーツクラブの指導者
- ③地域の文化団体の指導者
- ④大学生・大学院生
- ⑤当該部活動の指導経験がある者
- ⑥非常勤講師等の現職の学校職員
- ⑦その他

(4) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（28ス行第704号）において、「学校の設置者及び学校は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）等を読み、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行うこと。」となっておりますが、部活動指導員の任用前の研修を実施していますか。

- ①実施している・実施する予定である
- ②実施していない・実施しない予定である

(5) 【(4)で①を選択した場合、回答してください。】任用前の研修は全体としてのどのくらいの時間をかけて実施していますか。

- ①～5時間程度
- ②6～9時間程度
- ③10時間以上

(6) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（28ス行第704号）において、「研修においては、部活動が学校教育の一環であること等部活動の位置付けや部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであること等教育的意義のほか、学校全体や各部の活動の目標や方針を熟知すること、生徒の発達段階に応じた科学的な指導を行うこと、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を磨くこと、安全の確保が禁止されていること、職務（部活動指導員が校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）を遵守すること等について、十分に理解させること。」となっておりますが、部活動指導員の任用前の研修は具体的にどのような内容を行っていますか。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①部活動の意義及び位置付け
- ②学校全体・各部の活動の目標や方針
- ③生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ④安全の確保や事故発生後の対応
- ⑤職務
- ⑥体罰、ハラスメントの禁止

(7) 部活動指導員の任用後に定期的に研修を行っていますか。

- ①実施している・実施する予定である
- ②実施していない・実施しない予定である

(8) 【(7)で①を選択した場合、回答してください。】任用後の研修はどのくらいの頻度で行っていますか。

- ①年に1回
- ②年に2～3回
- ③年に4回以上

(9) 部活動指導員の任用後の研修は具体的にどのような内容を行っていますか。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①部活動の意義及び位置付け
- ②学校全体・各部の活動の目標や方針
- ③生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ④安全の確保や事故発生後の対応
- ⑤職務
- ⑥体罰、ハラスメントの禁止

(10) 質の高い部活動指導員を任用するにあたり、工夫している取組について教えてください。

（例1：任用前講習を受け、当該講習で一定の成績を修了した者に対して「ライセンス」を付与し、部活動指導員として任用する。
例2：都道府県体育・スポーツ協会と連携し、公認スポーツ指導者資格を保持する者を登録する「部活動指導員人材バンク」を構築している。）

(11) 本ガイドラインでは、「都道府県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う」となっていますが、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上を図る研修等の取組を実施していますか。

- ①実施している
- ②実施していない

(12) 本ガイドラインでは、「都道府県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行う」となっていますが、学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行っていますか。

- ①実施している
- ②実施していない

3 適切な休養日等の設定

(1) 本ガイドラインでは、「学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)」となっていますが、「設置する学校に係る運動部活動の方針」の中学校の休養日の設定について教えてください。

- ①国の基準と同様の基準を設定している
- ②国の基準と同様の基準を設定する予定である
- ③国の基準とは異なる基準を設定している
- ④国の基準とは異なる基準を設定する予定である
- ⑤検討中である

(2) 【(1)で③、④を選択した場合、回答してください。】国の基準とは異なる基準を設定している理由について教えてください。

(3) 本ガイドラインでは、「学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)」となっていますが、「設置する学校に係る運動部活動の方針」の高等学校の休養日の設定について教えてください。

- ①国の基準と同様の基準を設定している
- ②国の基準と同様の基準を設定する予定である
- ③国の基準とは異なる基準を設定している
- ④国の基準とは異なる基準を設定する予定である
- ⑤検討中である
- ⑥設置者として設置している学校がない

(4) 【(3)で③、④を選択した場合、回答してください。】国の基準とは異なる基準を設定している理由について教えてください。

(5) 本ガイドラインでは、「1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的・効果的な活動を行う。」となっていますが、「設置する学校に係る運動部活動の方針」の中学校の1日の活動時間の設定について教えてください。

- ①国の基準と同様の基準を設定している
- ②国の基準と同様の基準を設定する予定である
- ③国の基準とは異なる基準を設定している
- ④国の基準とは異なる基準を設定する予定である
- ⑤検討中である

(6) 【(5)で③、④を選択した場合、回答してください。】国の基準とは異なる基準を設定している理由について教えてください。

(7) 本ガイドラインでは、「1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的・効果的な活動を行う。」となっていますが、「設置する学校に係る運動部活動の方針」の高等学校の1日の活動時間の設定について教えてください。

- ①国の基準と同様の基準を設定している
- ②国の基準と同様の基準を設定する予定である
- ③国の基準とは異なる基準を設定している
- ④国の基準とは異なる基準を設定する予定である
- ⑤検討中である
- ⑥設置者として設置している学校がない

(8) 【(7)で③、④を選択した場合、回答してください。】国の基準とは異なる基準を設定している理由について教えてください。

本ガイドラインでは、「長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。」となっており、「設置する学校に係る運動部活動の方針」で、長期休業中にどの程度の休養期間を設けるよう方針に規定していますか。または規定する予定ですか。(9)から(12)

(9) 中学校を対象とした夏季休業中の規定について教えてください。

- ① 1～5日間
- ② 6日間～10日間
- ③ 11日間～13日間
- ④ 14日間以上
- ⑤ 期間中は原則活動を行わない
- ⑥ 期間を明示していないが、「ある程度」等で規定している
- ⑦ 検討中である
- ⑧ 規定していない

(10) 中学校を対象とした冬季休業・学年末休業中の規定について教えてください。

- ① 1～3日間
- ② 4日間～7日間
- ③ 8日間以上
- ④ 期間中は原則活動を行わない
- ⑤ 期間を明示していないが、「ある程度」等で規定している
- ⑥ 検討中である
- ⑦ 規定していない

(11) 高等学校を対象とした夏季休業中の規定について教えてください。

- ① 1～5日間
- ② 6日間～10日間
- ③ 11日間～13日間
- ④ 14日間以上
- ⑤ 期間中は原則活動を行わない
- ⑥ 期間を明示していないが、「ある程度」等で規定している
- ⑦ 検討中である
- ⑧ 規定していない
- ⑨ 設置者として設置している学校がない

(12) 高等学校を対象とした冬季休業・学年末休業中の規定について教えてください。

- ① 1～3日間
- ② 4日間～7日間
- ③ 8日間以上
- ④ 期間中は原則活動を行わない
- ⑤ 期間を明示していないが、「ある程度」等で規定している
- ⑥ 検討中である
- ⑦ 規定していない
- ⑧ 設置者として設置している学校がない

(13) その他に、休養日等について規定しているものについて教えてください。

※該当する項目をすべて選択してください

- ① 定期試験前後の一定期間に休養日を設定している
- ② 学校設置者として所管している学校共通の一律休養日を設定している
- ③ 朝練を原則禁止している
- ④ 週間・月間・年間単位での活動頻度・時間の目安を定めている
- ⑤ 該当なし

(14) 「設置する学校に係る運動部活動の方針」の中において、設定している基準に対し、例えば大会前等は例外的に当該基準を超えた活動を認めることが定められていますか。

- ① 定められていない
- ② 定められている

(15) 【(14)で②を選択した場合、回答してください。】近接した期間内で活動時間を軽減したり、休養日を振り替えることといった取組を行うことを規定していますか。

- ① 当該取組を行うことを規定している
(例：大会の翌週に活動時間を軽減したり、追加の休養日を設けている)
- ② 当該取組について規定しているが、近接した時期での規定はしていない
- ③ 規定していない
- ④ 規定しない予定である
- ⑤ 検討中である

(16) 「運動部活動における熱中症事故の防止等について（依頼）」（30ス庁第262号）において、「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たり、運動部活動の休養日及び活動時間等を設定する際、熱中症事故の防止の観点から、これまでの関係通知（別添）や「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないように明記する等、適切に対応すること。」としていますが、「設置する学校に係る運動部活動の方針」における熱中症対策についての規定について教えてください。

- ①熱中症対策について規定している
- ②熱中症対策について規定する予定である
- ③熱中症対策として方針とは別に資料を作成している
- ④熱中症対策として方針とは別に資料を作成する予定である
- ⑤検討中である

(17) 【(16)で①、②を選択した場合、回答してください。】高温時の運動部活動について、具体的にどのように規定していますか、または規定する予定ですか。

- ①気象庁の高温注意情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等に応じた、当該地域・時間帯における活動は原則行わないことを規定している
- ②気象庁の高温注意情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等に応じて、活動時間の変更や中止等も視野に入れて柔軟に対応することを規定している
- ③その他の記載により規定している
- ④検討中である

4 生徒のニーズに応じた運動部の設置等

(1) 本ガイドラインで、「校長は、（略）生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。」となっていますが、所管する学校において、生徒のニーズに応じた運動部の事例について教えてください。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①季節ごとに異なるスポーツを行う運動部活動
- ②体力づくりを目的とした運動部活動
- ③競技志向でなくレクリエーション志向で行う運動部活動
- ④同じ種目で競技志向とレクリエーション志向が並立している運動部活動
- ⑤該当なし

(2) 今後、学校設置者として所管の学校に生徒のニーズに応じた運動部を設置することを検討していますか。

- ①検討している
- ②検討していない

(3) 【(2)で①を選択した場合、回答してください。】どのような運動部の設置を検討していますか。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①季節ごとに異なるスポーツを行う運動部活動
- ②体力づくりを目的とした運動部活動
- ③競技志向でなくレクリエーション志向で行う運動部活動
- ④同じ種目で競技志向とレクリエーション志向が並立している運動部活動
- ⑤該当なし

5 地域との連携等

(1) 本ガイドラインでは、「都道府県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の美観に配慮して、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるといふ視点に立った、学校と地域が協働・融合した形で地域の域におけるスポーツ環境整備を進める。」となっていますが、学校と地域が連携・融合した形でスポーツ環境整備の取組について教えてください。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①運動部の運営を地域のスポーツ団体等の民間の団体に委託している
- ②学校と地域のスポーツクラブが連携し、地域のスポーツクラブの活動を学校の部活動として認めている
- ③学校と地域のスポーツクラブが連携し、地域のスポーツクラブの指導者が学校の部活の指導にあたる
- ④学校の運動部として指導者の確保等の観点から維持が困難なものに対し、地域のスポーツクラブ等に活動を移行している
- ⑤該当なし

(2) 本ガイドラインでは、「地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体有施設開放事業を推進する。」とありますが、所管する学校の体有施設開放事業の取組を教えてください。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①行政が全ての学校体有施設開放事業の一元的な窓口を担っている
- ②地域のスポーツクラブや地域の体育・スポーツ協会が学校体有施設開放事業の管理運営を行っている
- ③該当なし

- (3) 本ガイドラインでは、「都道府県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するハートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。」とありますが、運動部活動改革を進めるにあたり保護者への理解・協力に関する取組について教えてください。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①運動部活動改革についてHPに掲載している
- ②保護者向けのリーフレット、ポスター等を作成して配布している
- ③保護者向けの説明会を実施している
- ④該当なし

6 大会の見直し

- (1) 例えば、中学校総合体育大会・高等学校総合体育大会では、各都道府県が主催となっておりますが、本ガイドラインでは、「都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する」となっています。所管する学校が参加する大会について、どのように全体像を把握し、対応していますか。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①地域の中学校体育連盟・高等学校体育連盟や競技団体等と協議している
- ②地域の校長会と協議している
- ③学校に対して調査をしている
- ④その他の主催者の大会に対して、統廃合の要請を行っている
- ⑤検討中である

- (2) 本ガイドラインでは、「都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、(略)各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。」となっておりますが、「設置する学校に係る運動部活動の方針」において、各学校の運動部が参加する大会の上限の目安を定めていますか。

- ①定めている
- ②検討中である
- ③定めていない

- (3) 【(2)で①を選択した場合、回答してください。】どのような目安を定めているか教えてください。

- (4) 【(2)で③を選択した場合、回答してください。】理由を教えてください。

- (5) 生徒や運動部顧問の過度な負担とならないような大会の運営について、地域の中学校体育連盟・高等学校体育連盟・高校野球連盟、その他競技団体等と、どのような意見交換や見直しの要請を行っているか教えてください。